

1 規則改正の考え方

改正の理由

- 令和7年6月1日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という）及び埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下「バリアフリー条例」という）の改正が施行される。
- 政令の改正内容は、「トイレ」、「駐車場」、「劇場等の客席」のバリアフリー基準の見直し。
- これを踏まえ、埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（以下「福まち規則」という）の改正を行うもの。

改正の方針

- 政令及びバリアフリー条例の改正により、福まち規則の「トイレ」「駐車場」「劇場等の客席」の基準が、政令及びバリアフリー条例の基準よりも下回ってしまう内容に対して、政令及びバリアフリー条例の基準と同等となるよう福まち規則の改正を行う。
- また、政令及びバリアフリー条例の改正に伴う、福まち規則内の条項ずれの整備を行う。

2 トイレ

政令及びバリアフリー条例のバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子使用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと（各階）に1以上の設置を求める。

現行

- ・ 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し内容

<標準的な建築物>

- ・ 各階に1箇所以上※設ける。

<床面積1,000㎡未満の建築物>

- ・ 建築物に1か所以上を設ける。（条例で定める）

<小規模階を有する建築物>

（床面積1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合）

- ・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物>

（床面積10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合）

階の床面積が

- ・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※ 設ける。
- ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意

福まち規則の整備基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子対応トイレ」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと（各階）に1以上の設置を求める。

現行

- ・ 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し内容

<標準的な建築物>

- ・ 原則として、各階に車いす対応トイレ1箇所以上※設ける。

<床面積1,000㎡未満の建築物>

- ・ 建築物に1か所以上を設ける。

<小規模階を有する建築物>

（床面積1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合）

- ・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物>

（床面積10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合）

階の床面積が

- ・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※ 設ける。
- ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意

※ 以下は現行基準通り

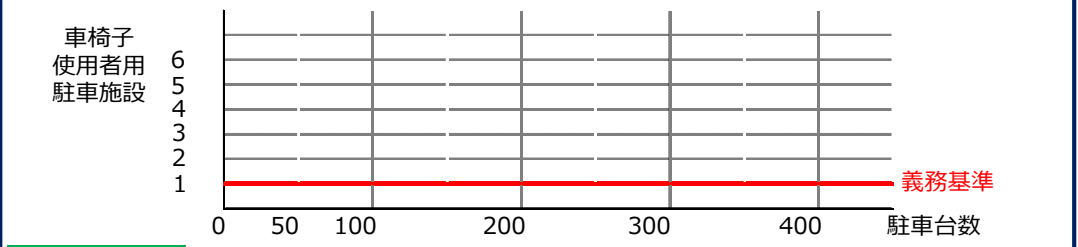
- ・ 500㎡以上の建築物は男女の区別がない車椅子対応トイレの設置
- ・ 500㎡未満の建築物は準車椅子対応トイレの設置、
- ・ 2,000㎡以上の建築物は車椅子対応トイレに加えて、準車椅子対応トイレの設置

3 駐車場

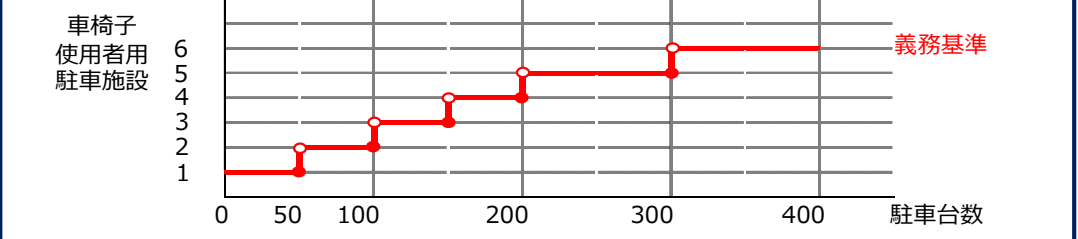
政令及びバリアフリー条例のバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子使用者用駐車施設」について、当該基準を見直し、原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上の設置を求める。

- 現行**
- ・ 1台以上を設ける。



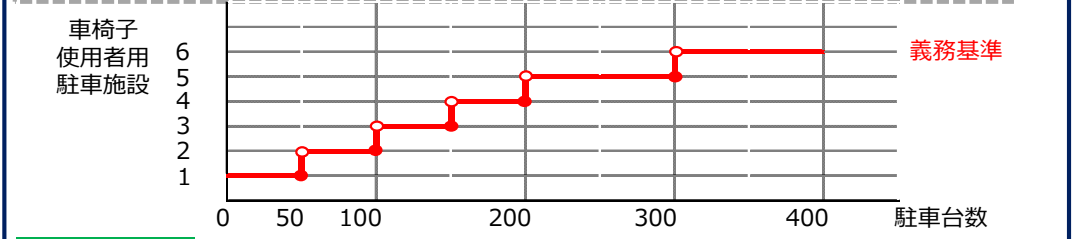
- 見直し内容**
- ・ 200台以下の場合、2/100以上を設ける。
 - ・ 201台以上の場合、1/100 + 2台以上を設ける。



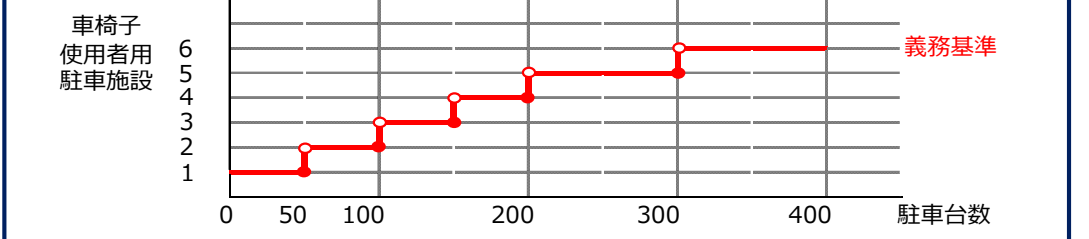
福まち規則の整備基準の見直し

現在の駐車施設の数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用駐車施設」の設置を求めている基準に**変更はない**が、機械式駐車場の取扱いなどを追加する。

- 現行**
- ・ 200台以下の場合、1/50以上を設ける。
 - ・ 201台以上の場合、1/100 + 2台以上を設ける。



- 見直し内容**
- ・ 200台以下の場合、2/100以上を設ける。
 - ・ 201台以上の場合、1/100 + 2台以上を設ける。



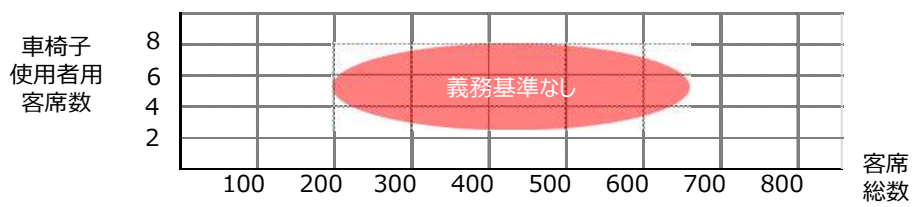
4 劇場等の客席

政令及びバリアフリー条例のバリアフリー基準の創設

劇場等において、座席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用スペース」の設置を求める。

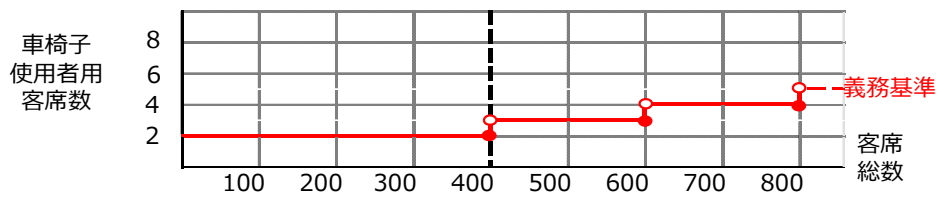
現行

- ・ **基準なし**



内容

- ・ **400席以下**の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ **401席以上**の場合、**1/200以上**を設ける。
- ※ 構造に係る基準（奥行135cm、幅90cm以上等）も定める。
- ※ 「座席」とは床に固定された椅子を有する席
- ※ 床面積500㎡未満の建築物は除く

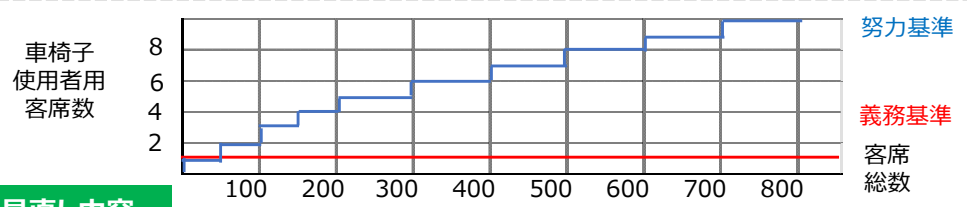


福まち規則の整備基準の見直し

劇場等の客席の部分において、客席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用の客席」の設置を基準として改める。

現行

- 【義務基準】 **建築物に1席以上**を設ける。（奥行120cm 幅90cm）
- 【努力基準】 200席以下の場合には1/50を乗じた数以上、201席以上の場合には、1/100を乗じた数に2を加えた数（可動式客席を含む）



見直し内容

- 【義務基準】 **400席以下**の場合、**2席以上**を設ける。**401席以上**の場合、**1/200以上**を設ける。
奥行**135cm** 幅90cm
※ 固定席を有する客席の場合
※ 床面積500㎡未満の場合は、建築物に1席以上で可
- 【努力基準】 100席以下の場合には2以上とする。（101席以上の場合には現行基準と同じ）
（可動式客席を含む）

